

## 平成27年第10回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年9月18日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

25番 川満盛幸委員 26番 前泊芳男委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(賃借権の設定)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

## 平成27年第10回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年9月18日 金曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (29人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		×
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 長野崎 達男

25番委員 川満 盛幸      26番委員 前泊 芳男

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明      次長 池田 良永      次長兼農政係長 上地 寿男

農地係長 川満 邦弘      主査 豊見山 徹      調整官 川満 秀盛

開 会      14時00分

閉 会      16時00分

議長 ただ今から、平成27年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は29名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立  
しております。本日1名欠席の旨、通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第  
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、25番 川満盛幸委員、26番 前泊芳男委員をお願いいたします。なお、本日の会  
議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議  
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求め  
たいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）  
について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は9件でございます。まず、  
受付番号1番から9番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号1番から9番までは、議案書11ページから18ページの調査書のとおり、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗  
読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い  
いたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、友利のインギーマリンガーデン西側、約200mのところのところに位置します。大通り  
の道路をトンネルをぬけてすぐ左隣になります。遊休地化し原野化が進んでおりまして、雑木  
等が生い茂ってました。生産法人の方で抜開して、キビ畑として利用するという事です。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、中添道から福山にぬける道路を行くとハウスが見えます。そのハウスを右折したと  
ころに位置します。本人はサトウキビ作の規模拡大を予定しております。

11番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、千代田カントリークラブの一番東側のホール、5番ホールから東へ約600mのところに位置します。現在、地主が沖縄本島在住のために遊休地状態になっておりますが、移転登記が終わり次第、本人が耕起し植え付けの準備をする予定であります。

20番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
4番の申請地は、鏡原小学校の南、約200mのところに位置します。申請地の一部は家庭用の葉野菜等を栽培しております。申請人本人は退職後、義母の農業の手伝いをしておりましたが、今後は新規就農で、サトウキビ・カボチャ・島外出荷用の落花生の栽培を予定しております。

5番の申請地は、宮古島市熱帯植物園の北側、大野山林の北、高野集落から西へ約1kmのところに位置します。現在は圃場整備も済んでおり、防風林が植栽されてその中にはレイシ・マンゴー・その他の熱帯果樹が栽培されておまして、本格的な果樹園となっております。  
申請人本人は、サトウキビ作と果樹栽培を予定しております。

26番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
6番の申請地は、佐良浜の鯖置原という港の集落の西側に位置しております。申請人本人は、サトウキビ作と野菜栽培の規模拡大を予定しております。  
7番の申請地は、伊良部高校の北、約100mのところに位置します。当地は圃場整備された土地であります。申請人本人は枝豆を栽培しており、規模拡大を予定しております。

28番委員 受付番号8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
8番と9番は隣接しております。申請地は、横岳団地の南西の方に約200から300mに位置しております。周辺には苗用のサトウキビ畑が広がっております。当農地は、以前は大木やギンネムが繁っておりましたが、昨日調査したところ、申請人本人が抜開している状態でありました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）は、4件でございます。まず、受付番号10番から13番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号10番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号10番から13番までは、議案書19ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古島市民球場の北側約150mに位置します。現在はサトウキビが植え付けられています。

20番委員 受付番号11番・12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
11番の申請地は、宮古空港の東側、現在建設中のスポーツ観光交流施設の南約150m、西側のたらま屋から約150mのところに位置しております。  
貸付人と借受人のかんけいですが、借受人の仲原さんは貸付人の荷川取さんの婿になります。荷川取さんが高齢のため、今後は婿の仲原さんに利用してもらうことになり今回の申請となりました。  
12番の申請地は、伊良部の長山港から伊良部高校向け約1km右手に位置しております。周辺は圃場整備も完了しておりますが、当農地は整備されておられません。現在はギンネムとススキが生えて、一部にはサトウキビが栽培されていたと思われる状態でした。  
申請人本人は申請の手続きが済み次第、重機を入れて整地しサトウキビを植える予定であります。

28番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、牧山展望台の西側へ行くと鉄塔があり、鉄塔から約100m西側に位置しております。現在は夏植えの植え付け準備がされておりました。周辺は収穫前のサトウキビが植え付けられております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

14番委員 受付番号4番と11番は同一人物だと思いますが、年齢が違うので統一したほうがいいと思います。

事務局 受付番号4番の仲原さんの年齢が62才になっておりますが、63才で訂正をお願いします。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号10番から13番までについて、原案のとおり決定し

てよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題としますが、18番 友利光徳委員が農業委員会等に関する法律第24条第1項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席をお願いいたします。

#### (18番委員退席)

議長 それでは、改めまして議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、8件でございます。まず、受付番号14番から21番までの説明をいたします。

#### 【議案第1号、受付番号14番から21番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号14番から21番までは、議案書23ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号14番から21番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、日程第3議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願についてを議題とします。1件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

#### (18番委員入室・着席)

議長 改めまして、日程第3議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願についてを議題とします。1件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、一周道路の旧城辺町時代の肥育センターがあります。その北側に位置します。

牛舎の脇を約300m、海岸沿いに下って行きますと現在遊休農地化されている畑が広がっております。本人は畜産を営んでおり、牧草地として利用する予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

29番委員 議案書の願出人の年齢が上と下で違うんですが、どちらが正しいでしょうか。

事務局 山城榮喜さんの年齢は61才です。67才を61才に訂正で、トヨさんは母とありますので、大正11年生まれの93才に訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

議長 他に質疑がある方は挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願、受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題としますが、13番 下地博和委員、18番 友利光徳委員の二人が農業委員会等に関する法律第24条第1項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席をお願いいたします。

#### （13番委員・18番委員退席）

議長 改めまして、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

#### 【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

23番委員 受付番号1番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の南嶺原地区の所在は、東京農大の宿舍の南側約300mに位置します。現在は葉タバコ植え付けのため整地中であります。

西川久道地区の所在は、城辺中学校の北側約400mに位置します。現在は葉タバコ植え付け

のため整地中であります。

2番の農地の所在は、仲原地区農業活動拠点施設の南側約200mに位置します。現在は葉タバコ植え付けのため整地中でございます。

3番の農地の所在は、仲原地下ダムの北側約100mに位置しております。現在は今年の夏植えが植えられております。

4番の農地の所在は、仲原団地の西側の道路を南へ約300m行き右折すると、野原商店があります。商店を左折し約200mのところに位置します。現在は今年の夏植えが植えられております。

5番の農地の所在は、通称スクバリ坂が国道390号線にあります。スクバリ坂を福里向けに約300m行くと右側にあります。現在は今年の夏植えが植えられています。

6番の農地の所在は、新城団地入り口の道路を北側約500mに十字路があります。十字路を西に約200m、北側に位置します。現在は葉タバコ植え付けのため整地中であります。

24番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、東京農大の農業研修センターから南側に約500m付近にあり、圃場整備済みであります。周辺はサトウキビと牧草が栽培されています。申請人本人はサトウキビ作を30年以上営農しており、規模拡大を予定しております。

27番委員 受付番号8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。

8番の農地の所在は、新里線に沿って新里から上野中学校向けに行きますと高田駐在所があります。隣接して高田公民館があり、そこを左に約150mほど行きますと申請人の自宅があります。更に200mほど行くとあずま屋があり、道を隔てて位置します。

9番の農地の所在は、新里集落から上野庁舎向けに約500mのところまるとるせんファームの看板があります。更に200m進むと十字路があり、十字路を左折し約200mのところに位置します。現在は整地されており、サトウキビを植える予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

13番委員・18番委員は入室・着席をお願いします。

**(13番委員・18番委員入室・着席)**

議長 次に、日程第5議案第4号を議題としますが、私が関係する議案がございますので、宮古島市農業委員会会議規則第12条の規定により一時退席いたします。なお、議案第4号の議長には、職務代理の芳山辰巳氏を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。



《異議なしの声あり》

(議長退席)

職務代理 改めまして、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

**【議案第4号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

職務代理 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、佐良浜のファミリーマートから南地区に向けて行くと右側に與儀さんの倉庫兼車庫があります。さらに進み伊良部老人福祉センターの北側に鍋底の土地改良区がありまして、その中間ぐらいに位置しております。現在はカブだしのサトウキビが植えられておりました。当農地は申請人の借地と隣接しており、以前から利用していたので今回の申請となりました。本人は、キビ運搬業務しながらサトウキビを栽培しており、規模拡大をしていきたいと頑張っております。今年ハーベスターの導入も予定しているということです。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、農業試験場から上区線へ入りますと上区の公民館があります。そのすぐ前の畑になります。申請人本人はサトウキビ作の規模拡大を予定しております。当農地は現在、来期収穫のサトウキビが植えられております。周辺は草地とサトウキビの苗畑に囲まれております。

7番委員 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番と4番は隣接しております。所在は、狩俣の県道230号線・池間大浦線を真っ直ぐ行くと雪塩、左に行けば西平安名崎という三叉路の手前の土地改良された部分の左側に位置します。本人はサトウキビ作の規模拡大を予定しております。

9番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下地中学校から東の方に約300m行くと国道に突き当たります。そのまま上野向けへ1kmほど行きますと民家（空家）がありますが、すぐ左隣になります。

現在は2棟ハウスがありますが、耕起されておりインゲンを植える予定であります。残地には路地栽培で野菜の植え付けを予定しております。

先程事務局から説明がありましたように、人・農地プランの準備型を終えて、これから開始型に入るという事で土地の取得をされるという事です。

当農地は、基盤整備されて畑地灌漑も入っておりまして、周辺はサトウキビ畑の盛んな農地

の広がりとなっております。

6番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、入江橋の北側、大きな交差点を西へ100m、さらに右へ約300mのところ  
に位置します。当農地は基盤整備も畑地灌漑も完了しております。  
現在は耕起されており、来期の作物の植え付けの準備がされておりました。

23番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、福嶺農村型団地の道路を隔ててすぐ北側に位置しております。現在はカブだし  
が植え付けられております。周辺にはサトウキビと牧草が植えられています。

職務代理 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づ  
く農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。  
議案第4号の審議が終わりましたので、野崎会長の入室を認め、議長の務めを終わらせていた  
だきます。ありがとうございます。休憩します。

(議長入室・着席)

休 憩 : 15:10

再 開 : 15:20

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを  
議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は16件でございます。まず、受付番号1番から16番の説明をいた  
します。

**【議案第5号、受付番号1番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たし  
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願い  
します。

25番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年9月10日に行いました。調査委員は25番私、川満と26番、前泊芳男委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条16件、非農地証明2件、合計18件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、16時30分から17時まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、5条申請・非農地証明について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は与那覇集落の北西約1.3kmに位置し、南側は整備された農地が広がっている。農地の広がりあり。宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の集団農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

29番委員 何人雇用の宿泊施設ですか。

事務局 この件に関しては、今のところ雇用人数は出ておりません。敷地面積・計画面積が出されております。なぜかと言えば、P5にあるように第1種農地の例外許可を適用するという事で提案しております。例外許可というのが、農業従事者、世帯員も含むんですが、この施設で雇用される従業員の3割以上を確保するという事になっております。地元の市町村との協定を結んでの事業ですので、この中で雇用人数は出される事になっております。

今の段階では人数等は出されておられません。この後、農政課の方に雇用協定書を提出して、市長印を押印した後で人数ははっきりしてくると思います。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は三和自動車学校の東、約160mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松中学校北、約250mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松中学校グラウンド西、約100mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は伊良部大橋の南西、約400mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に分断されたその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は長山港から伊良部に向かう県道沿いにあるヴィラリゾートの西、約210mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、原野、石積等で分断されたその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は平成の森公園の北、約420mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅、段差等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

25番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は北中学校グラウンド西、約170mに位置している。農地の広がりなし。  
宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしい  
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は東小学校の北西、約250mに位置し、周囲は宅地が広がっております。  
農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、住宅、原野等で分断された  
第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしい  
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は旧宮古病院跡地の北、約180mに位置しております。農地の広がりなし。  
宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号11番から14番まで関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号11番から14番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地はレストランばっしらいんの真向かいに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、道路、商業施設等で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番から14番までを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は宮古自動車安全学校の東、約230mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は国道沿いにある市営大嶺団地の南、約200mに位置しております。農地の広がりあり。宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 確認ですが、申請地の総面積が3,453㎡です。許可申請する面積が1,068㎡になっていますが。

事務局 1,068㎡は建築面積になります。3,453㎡は所要面積となります。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7議案第6号非農地証明願いについてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、2件でございます。  
まず、受付番号1番・2番の説明をいたします。  
**【議案第5号、受付番号1番・2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 1番・2番は関連しておりますので、一括して現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

26番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、表土はほとんどなく、石混じりで雑木に覆われており、効率的な農業は見込めず非農地相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 1・2番についての質問ではないんですが、非農地証明について教えて欲しいと思います。  
我々、農業委員が非農地と判断して証明した後、戻されることはありますか。

事務局 非農地証明をもらって、畑に戻す事が可能かという事ですか。

3番委員 農業委員会で証明した後で、県とかで該当しないのではないかという事で戻されることがあるのかどうか。



事務局 非農地証明に関しては、農業委員会で判断となります。

3番委員 県へ進達ではないんですね。分かりました。

事務局 現地調査の際は、県の職員も同行しますので色々なアドバイス等があります。実際、今月も伊良部の方で1件ありましたが、県の職員の方でちゃんとした手順を踏んだ方がいいという事で今回は提案しておりません。  
決定は農業委員会の総会でとなっております。

議長 他に質議がある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番・2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

19番委員 先月の総会でも話し合ったんですけども、ホームページに農業委員会のコーナーを設けて、地域の農業者・住民に対して委員会の活動が見える化を徹底するという事でありました。  
ホームページを見ますと名簿はあるんですが、任期が間違っております。それと議事録も年2回ほど掲載されておりますが、今年はまだ1度も掲載されておられません。これから若い人達がネット検索していく中で間違いがあってはいけないので、訂正をお願いしたいと思います。

事務局 間違いを訂正し、議事録に関しましては、毎回掲載というのは難しいと思いますが、なるべく多くの議事録を掲載出来るようにしたいと思います。

12番委員 新年度始まってから、農業委員会だよりの発行がされていないと思っています。毎月楽しみにしておりましたし、たよりの中で詳しい説明が書かれておりましたので農家さんに見せたりしていたので、また農業委員会だよりの発行ができないものかどうかお聞きします。

事務局 平成25年度までは、作成しておりませんでした。26年度、担当者が器用で写真・イラスト等を添付しながら詳しい説明のたよりの作成をしておりました。  
平成27年度から発行してないと指摘がありますが、写真・イラスト付きではなく、その都度関係資料を皆さんに提示しながら報告はしていきたいと思っています。  
農業委員に周知する方法の1つでしたので、写真・イラストつきではなくとも出来る範囲で作成していきたいと思っていますので宜しくお願いします。

9番委員 野そ駆除のへりからの散布をなくすという事ですが、その件についてある団体での話し合いの中で要望がでました。農業委員のひとつの課題として、へりからの散布駆除の方法に戻してほしいという要請をする方向にもっていけないものかと思っています。  
皆さんの考えが共通でないといけないことですので、どうでしょうか。  
農業の担い手が高齢化していく中で、やはり難しい状況ではないかと思った時に、みんなで考えてやって行けなければいけないのではと実感しております。  
それと、私が先日参加した九州での女性農業委員研修会で、とても良い講義がありましたので皆さんにお伝えしたいと思ひまして、メモをまとめてみましたので是非、読んでみて下さい。

議長 野そ駆除に関しましては、言われた通りなんです。団体としては要請しておりませんが、個人的には農政課や市の方には発信しております。  
本来ならば、委員会の主旨のもとに、賛同した場合ですね、その場合農政課又は市に要請するという形はとるべきだとは思ひます。その点の議論はまだしていないので、来月頃までには、まとまるかどうかは分かりませんが、話し合いをしたいと思ひます。

議長 他に発言はありませんか。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第10回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:00

平成27年9月18日

会 長 野 崎 達 男

25番委員 川 満 盛 幸

26番委員 前 泊 芳 男